仕様書

1. 業務件名

奈良市立小中学校特別教室等エアコン清掃業務（その２）

2. 業務範囲

対象施設及び対象機器: 別紙「対象機器一覧」のとおり

3. 業務期間

契約締結日 から 令和９年３月３１日 まで

※契約締結後すみやかに学校と調整し作業日時を決定すること。作業日については、原則として学校運営に支障のない冬季休業期間中などに実施すること。冬季休業期間中に実施できない場合は受注者と学校間で調整のうえ、学校の希望日時に実施すること。また、決定した作業日時を契約締結後、10 日以内に教育総務課へ提出すること。

4. 業務内容

（１）清掃を開始する前に動作点検を行い、正常に作動するか確認すること。

（２）部屋が汚れないよう該当機器の周辺を養生し、常に整理整頓を行うとともに、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努めること。

（３）エアコンの室内機は、外装パネル、フィルター、吸気グリル、室内機ファン、ファンモータ、ドレンパン、ドレンアップポンプの各種装置を取り外し、熱交換器の液洗浄を実施する。洗浄液については各機種に合ったものを使用すること。また洗浄後は水洗い洗浄を併せて行うこと。

（４）熱交換器洗浄時は、エアコン本体を傷つけないためにマスカーを使用し養生することとする。

（５）取り外した外装パネル、吸気グリル、フィルター、ファン、ドレンパンについても清掃を行うこと。ドレンアップポンプについては、中の見える範囲をブラシ等で汚れを取り除くこと。

（６）水漏れ防止対策として、ドレンホースにバキュームを行い、詰まりがないかを確認すること。

（７）洗浄後、水分を十分除去してから復旧させること。

（８）復旧後は担当者と立ち合いのもとで稼働させ、動作確認を行い、故障その他不具合が生じている場合は速やかに復旧させること。復旧時には、絶縁抵抗及び吸込み及び吹き出し温度の測定を行い、計測値の一覧を提出すること。

（９）作業後は周辺の原状復帰を行うこと。

（10）機器ごとに清掃作業前・作業中・作業後の写真を撮り、作業終了後、完了報告書を

紙ベースで提出し、機器に異常を認めた箇所があった場合は速やかに報告すること。

（11）業務中に受注者の責により備品等に損害が生じた場合は、受注者がその費用を負担し、復旧させること。

（12）その他、業務を行うにあたり必要な費用の一切は受注者が負担するものとする。